

— 社会保障部だより —

岡山県薬剤師会と連携した 『時間外においても対応できる薬局』紹介事業のお知らせ

地域包括診療加算については、他医療機関との関連、健康管理、介護保険関連等厳しい条件が付いていますが、今回の改定の目玉でもあり、是非とおきたい加算でもあります。服薬管理についても、(10)地域包括診療加算、エ以下の指導、服薬管理を行うこと。(二)①調剤について24時間対応できる体制を整えている薬局と連携していること、②原則として、院外処方を行う場合は連携薬局にて処方を行うこととするが、患者の同意がある場合に限り、その他の薬局での処方も可能とする。その場合、当該患者に対して、時間外においても対応できる薬局のリストを文書により提供し説明することとされている。

この件に関して、岡山県薬剤師会から「時間外においても対応できる薬局」の紹介について協力、連携が可能であるとの申し入れがありました。岡山県医師会としては岡山県薬剤師会の申し入れを尊重し標記紹介事業を立ち上げました。

つきましては、「時間外においても対応できる薬局」をお探しの医療機関においては岡山県医師会にご連絡をいただければ、薬剤師会から提供されたリストから、当該医療機関の連携薬局以外に、周辺の薬局を2件程度紹介いたします。

また、岡山県医師会から紹介された薬局を医療機関指定薬局としてリストアップされた場合は、当該薬局へ医療機関からリストアップした旨の連絡をしていただきますようお願いいたします。

なお、「時間外においても対応できる薬局」紹介依頼、報告書を用意しておりますのでご利用ください。

紹介依頼

岡山県薬剤師会と連携した「時間外においても対応できる薬局」紹介事業による薬局の指定を依頼します。

医療機関住所	
医療機関名	
医師氏名	
連携薬局有り	

医療機関名
医師名

報告書

ご依頼があった時間外対応可能な薬局を紹介いたします。

紹介薬局名	
紹介薬局名	
紹介薬局名	

公益社団法人岡山県医師会
会長 石川 紘 殿

この事業は、岡山県薬剤師会のご厚意で実施しております。